

## 【海外進出・海外展開】

カリフォルニア州における強力なデータプライバシー法  
2020年からの施行に向けた関連法案提出へ

---

弁護士法人  
ファースト&タンデムスプリント法律事務所



1. カリフォルニア州消費者プライバシー法
2. SB 561 : カリフォルニア州消費者プライバシー法の改正
3. AB 1130 : 「個人情報」の定義を拡張
4. 海外進出・海外展開への影響

# 1. カリフォルニア州消費者プライバシー法

2020年1月から「カリフォルニア州消費者プライバシー法  
(California Consumer Privacy Act : CCPA) ※1」が施行  
→アメリカで**最も強力なデータプライバシー法**として注目を受けている  
施行開始が近づくにつれ、関連法案の提出も行われている



カリフォルニア州民の権利として

- ①企業が収集している情報、その情報を収集する理由、およびその情報を誰と共有しているのかを知ること
- ②企業による情報の販売・共有を拒否すること
- ③企業に自分の個人情報削除することを請求すること

が認められるようになる

※1 [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=201720180AB375](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201720180AB375)

SB 561※<sup>2</sup>ではより消費者側フレンドリーとなることを意識した内容が提案されている

### 現行

- 基本的にはカリフォルニア州司法長官のみが訴訟を起こすことができる
- 企業側のセキュリティ対策の不備に起因するデータ漏洩についてのみ、個人による訴訟を起こすことが可能
- 企業側には消費者による通告から30日間違反事項を解消する猶予が与えられている

→**企業側有利な内容となっている**

**特に、個人で訴訟を起こしたいと望むカリフォルニアの州民にとっては、ハードルが高い**

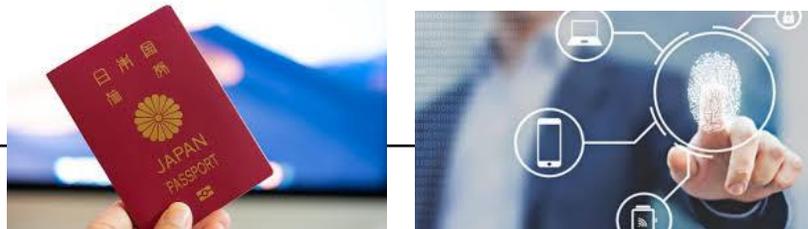
### 改正案

- データ漏洩に限らず、すべてのCCPA違反に対して個人による訴訟権を付加
- 30日間猶予期間（違反通告後、30日以内に問題を解消できれば訴訟は回避される）を削除
- 企業側に「一般的なガイダンス」を提供することで、企業側が司法長官に対して特定の意見を求めることを防ぐ

※2 [http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201920200SB561](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200SB561)

### 3. AB 1130 : 「個人情報」の定義を拡張

AB 1130 ※<sup>3</sup>ではデータが盗まれたことを開示する義務を負う個人情報の定義を拡大  
することが提案される

	現行	改正後
報告義務の <b>ある</b> データ	社会保障番号、運転免許証番号、銀行情報、パスワード、医療および健康保険情報、自動ナンバープレート認識システムを介して収集されたデータ	社会保障番号、運転免許証番号、銀行情報、パスワード、医療および健康保険情報、自動ナンバープレート認識システムを介して収集されたデータ、 <b>パスポート番号、バイオメトリックデータ</b>
報告義務の <b>ない</b> データ	パスポート番号、バイオメトリックデータ	

※2018年9月、大手ホテルチェーンマリオットより500万件のパスポート番号が盗まれたことが発覚  
→本法案はこのインシデントを受けたものとも考えられる

※3 [http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201920200AB1130](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB1130)

## 他の州との比較

データ違反の通知が必要な個人情報に

パスポート番号を含む州 → アラバマ州、フロリダ州、オレゴン州

バイオメトリックデータを含む州 → アイオワ州やネブラスカ州

## 適用範囲拡大の意義

現状、データ通知が義務化される個人情報の範囲は従来のまま（現代化が特別進んでいるわけではない）

**カリフォルニア州は他の州や政府、各国の規範となる側面がある**

→カリフォルニア州の範囲拡大に他の州や政府、各国が追随する可能性がある

個人情報の定義を現代に合ったものへと拡大することの意義は大きい

2020年1月のプライバシー法施行に向けて、改正などの動きが活発  
**アメリカで最も強力なデータプライバシー法**となる本法律に関する注目度の高さがうかがえる

**日本企業がカリフォルニア州に拠点を置いてビジネスを行っている場合**

→適用可能性が高い

**拠点がカリフォルニアでなくとも、カリフォルニア州の居住者の個人情報を取り扱う場合**

→適用の可能性があり

現在より**消費者フレンドリーとなる方向**で改正案が提出されている

→企業側としては訴訟リスクが大きくなるため注意が必要

最後までご高覧いただきありがとうございます。  
内容の詳細やお問合せは  
メール ([ono@tandemsprint.com](mailto:ono@tandemsprint.com)) までお送り下さい。

---

★ 発行責任者 ★ 弁護士法人ファーストアンドタンデムスプリント法律事務所 代表弁護士 小野智博

★ 発行所 ★

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階

TEL. 03-4405-4611

Email: [ono@tandemsprint.com](mailto:ono@tandemsprint.com)

---

印刷・製本 / 弁護士法人ファーストアンドタンデムスプリント法律事務所

(無断複写禁止)



弁護士法人  
ファースト&タンデムスプリント  
法律事務所